

新規学卒者の求人の注意点について

適正な募集・採用計画の立案をしてください！

- ・ 求人数について、「若干名」、「〇〇人以内」など、不明確な表現や、実際の採用計画数を超えた人数とすることはできません。
- ・ 採用計画は、高校生〇名、大学生〇名といったように各区分ごとに具体的な採用計画を立ててください。（他の求人区分と採用枠を同一枠とすることはできません。）

安易な求人の取り消し・募集人数の削減はできません！

- ・ **求人の取り消しができるのは、原則、募集した求人数の人数分以上の学生・生徒を採用した場合に限られます。（求人充足）**
- ・ 求人充足とは、求人数の人数分すべての採用が決定したことをいいます。
例えば、求人数2人の場合、1人の採用が決定しただけでは充足とならず、2人の採用が決定したことで充足となります。
- ・ **学卒求人は、安易に求人を取り消しをすることができません。**
 - 認められない例：高卒求人に応募者がいないため、高卒求人を取り消し、大卒等求人や一般求人の募集に切り替える。
- ・ **学卒求人は、安易に募集人数を削減することができません。**
- ・ **学卒求人は、他の学卒求人や一般求人と求人数を併用しての募集ができません。**
 - 認められない例：大卒求人や一般求人から必要人数を採用したので、高卒求人は充足していないが求人を取り消す。または、高卒の求人数を減らす。
※厚生労働省「新規学校卒業者の採用に関する指針」
- ・ 学卒求人では、求人の取り消し（募集の中止）、募集人員の削減を行おうとする場合、あらかじめハローワーク及び学校等の長へ通知することが必要となります。（職業安定法施行規則第35条）

内定取消しはいけません！

- ・ 採用内定取り消しは、学生、生徒、その家族はもとより、社会全体にも大きな影響を与えるものであり、決してあってはならない重大な問題です。
したがって、事業主は採用内定取り消し回避のために、最大限の経営努力を行う等内定取り消し回避に向けてあらゆる手段を講ずることが求められます。
又、社会通念上相当であると認められない採用内定取り消しは無効となる場合があります。
- ・ 採用内定取り消しを行おうとする場合、あらかじめハローワーク及び新規学卒者の所属する学校の長に通知することが必要となります。（職業安定法施行規則第35条）
- ・ 採用内定取り消しを行った場合、企業名が公表される場合があります。（職業安定法施行規則第17条）

採用予定日の先延ばしをしないようにしてください

- ・ 事業主の一方的な都合による採用予定日の先延ばし（入職時期の繰り下げ）は、学生の当該企業に対する信頼を損ない、学生・生徒の職業生活に影響を与えかねない重大な問題です。
事業主は採用予定日の先延ばし（入職時期の繰り下げ）回避のために、最大限の経営努力を行う等内定取り消し回避に向けてあらゆる手段を講ずることが求められます。
- ・ 入職時期の繰り下げを行おうとする場合、あらかじめハローワーク及び新規学卒者の所属する学校の長に通知することが必要となります。（職業安定法施行規則第35条）

求人者マイページからの高卒求人の内容訂正、募集数削減、求人取り消し（募集停止）はできません

【ご注意】

- ・ 高卒求人では、求人者マイページからの求人内容の変更（求人数の削減を含む）の操作ができません。
- ・ 高卒求人では、求人者マイページからの求人取り消しの操作ができません。

新規学卒者を対象とした募集・採用計画の内容、募集・採用予定人員、求人の内容などは、新規学卒者の就職先を選択するための重要な情報です。

このため求人内容に変更があったり、募集人員の減少が生じたり、募集停止となった場合、速やかに学校・生徒等の関係者に連絡する必要があります。

これらの理由から高卒求人についてはマイページからの求人内容の変更や求人数の削減、求人を取り消し（募集停止）の操作ができません。

高卒求人の求人内容の訂正・変更等が必要な場合は、ハローワークの窓口にご相談ください。

なお、求人充足以外の理由での求人取り消し（募集停止）や求人数の削減はできません。

やむを得ない理由により求人充足以外での求人取り消し（募集停止）や求人数の削減を行う場合でも、あらかじめハローワーク及び学校長に通知する必要あり、提出していただく書類がありますので、必ず事前にハローワークにご相談ください。

▶ 学卒求人に関する参考資料・様式等はハローワーク旭川ホームページに掲載しております

- ・ ハローワーク旭川 ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/asahikawa.html>



- ・ 北海道労働局 ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>



- ・ 厚生労働省 ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



↑
参考資料冊子「求人者のために」を必ずご覧ください。
(イメージ画像は、令和5年3月新規学卒者版)

【お問い合わせ先】

ハローワーク旭川（旭川公共職業安定所） 企画調整部門

〒070-0902 旭川市春光町10番地58

TEL 0166-51-0176

FAX 0166-51-4594

ハローワーク富良野（旭川公共職業安定所 富良野出張所）

〒076-8609 富良野市緑町9-1

TEL 0167-23-4121

FAX 0167-23-5009

ハローワーク旭川

検索



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare